**○内閣府告示第百四十三号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　清須市

二　構造改革特別区域の名称　地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　清須市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

**○内閣府告示第百四十四号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府泉南郡岬町

二　構造改革特別区域の名称　岬町笑顔満開給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　大阪府泉南郡岬町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

**○内閣府告示第百四十五号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第六百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　丹波市

二　構造改革特別区域の名称　丹波市農村いきいき活性化特区

三　構造改革特別区域の範囲　丹波市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

**○内閣府告示第百四十六号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県

二　構造改革特別区域の名称　農業の6次産業化普及活動人材活用特区

三　構造改革特別区域の範囲　埼玉県の全域

**○内閣府告示第百四十七号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けで国際戦略総合特別区域を指定し、及び同条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を同日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

**○内閣府告示第百四十八号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百六十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十八年三月三十一日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　京都市、京田辺市及び木津川市並びに京都府相楽郡精華町並びに大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、茨木市、泉佐野市、和泉市、箕面市及び泉南市並びに大阪府三島郡島本町並びに泉南郡熊取町及び田尻町並びに神戸市及びたつの市並びに兵庫県赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

**○内閣府告示第百四十九号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百二十六号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

二　国際戦略総合特別区域の範囲　飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

三　国際戦略総合特別区域計画の作成主体の名称　清須市

四　国際戦略総合特別区域の名称　清須市農業特区

五　国際戦略総合特別区域の範囲　清須市の全域

六　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

**○内閣府告示第百五十号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けで国際戦略総合特別区域を指定し、及び同条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を同日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

二　国際戦略総合特別区域の範囲　飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県

四　構造改革特別区域の名称　農業の6次産業化普及活動人材活用特区

五　構造改革特別区域の範囲　埼玉県の全域

**○内閣府告示第百五十一号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けで国際戦略総合特別区域を指定し、及び同条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を同日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

二　国際戦略総合特別区域の範囲　飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県

四　構造改革特別区域の名称　農業の6次産業化普及活動人材活用特区

五　構造改革特別区域の範囲　埼玉県の全域

**○内閣府告示第百五十二号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けで国際戦略総合特別区域を指定し、及び同条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を同日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

二　国際戦略総合特別区域の範囲　飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県

四　構造改革特別区域の名称　農業の6次産業化普及活動人材活用特区

五　構造改革特別区域の範囲　埼玉県の全域